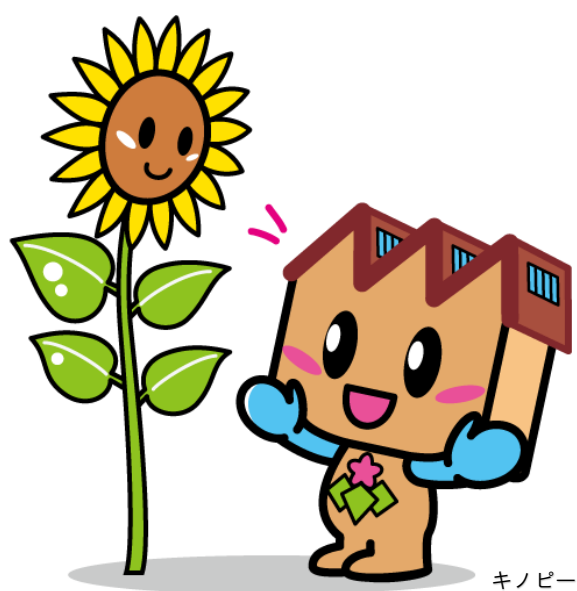


第2次桐生市再犯防止推進計画



キノビー

令和7年3月

桐生市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境はここ数年においても急速に変化しており、多様化する犯罪の背景には、貧困、孤立、アルコール、薬物依存症等のひとりひとりが抱える社会的課題がより複雑になっている現状があります。

全国的な刑法犯検挙数は年々減少傾向にあるものの、そのうち再犯者の割合は約半数を占めており、一度罪を償った後にも再び犯罪に手を染めてしまうケースがなかなか減らない状況にあります。その傾向は、桐生市においても同様です。

矯正施設を出所した人等が、自立した生活などの「物理的な壁」や自分の心や地域社会の受容などの「精神的な壁」に阻まれ立ち直ることができず、再び罪を犯さないために個々の課題や生きづらさに寄り添い、『更生』という道を共に歩んでいくことが重要です。

国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、その後「再犯防止推進計画」も制定されるなど、再犯を防止して安全安心な社会を実現する動きが進められております。

本市では、令和5年3月に「桐生市再犯防止推進計画」を策定し、市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくりにこれまで取り組んでまいりました。今回策定する「第2次桐生市再犯防止推進計画」においては、犯罪や非行をした人と『更生』という道を共に歩むために、「国・県・民間団体との連携強化」、「民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進」、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、「学校等における修学支援」を重点課題として掲げました。これらの課題に真摯に取り組み、全市民が犯罪被害に脅かされることがなく、誰一人取り残さない包摂的地域社会の形成を目指します。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました桐生市再犯防止推進委員の皆様をはじめ、各更生保護団体や関係機関の皆様へ、厚く感謝を申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

桐生市長 荒 木 恵 司

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目標	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象者	3
6. 持続的な開発目標（SDGs）への対応	4

第2章 計画策定の背景

1. 刑法犯の検挙人数と再犯率	5
2. 犯行時における職の有無	7
3. 年代別刑法犯数	9

第3章 重点課題ごとの取組

基本方針	11
重点課題	11
1. 国・県・民間団体との連携強化	11
2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	15
3. 就労・住居の確保	18
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進	24
5. 学校等における修学支援の実施	29

資料編

- 資料1 再犯の防止等の推進に関する法律
- 資料2 桐生市再犯防止推進委員会設置要綱
- 資料3 桐生市再犯防止推進委員会委員名簿